寄稿

改正廃棄物処理法への対応

＜4＞

弁護士
佐藤泉氏

条文上、限定的な解釈は不可能

元請業者一元化の例外規定で

改正廃棄物処理法の元請業者一元化の例外条項の中に、下請業者が建設廃棄物の排出事業者になるとした規定がある。佐藤泉弁護士は、元請業者を排出事業者とした改正の趣旨から非常に不思議な規定だと指摘し、環境省の通知にも疑問を示した。また、この規定の適切な活用が課題としている。

今回の改正処理法第21条の3第4項は、下請業者が建設廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合、委託契約書の締結義務や、マニフェスト交付義務等の排出事業者責任の規定は下請業者に適用するとしている。

この条文を素直に読めば、下請業者が排出事業者として委託契約等をすることは、適法である。しかも、政令や省令への委任がないため、どのような場合に下請業者が委託契約等をできるか、という限定がない。

しかし、今回の改正の趣旨は、元請業者に排出事業者責任を一元化するはずではなかったのか。改正の趣旨から考えると、この4項は非常に不思議な規定だと言わざるをえない。

第1の疑問は、この4項を適用した場合、元請業者は完全に排出事業者ではなくなるのだろうか。この点について、改正法第19条の5第1項第4号は、措置命令に関しては、元請業者に対しても排出事業者責任追及ができるとしている。不法投棄等の場合には、元請業者への責任追及の余地を残しているのだ。

第2の疑問は、この4項を適用する場合、元請業者と下請業者はどのような契約を締結すればよいのだろうか。この点について、改正法は下請業者が産廃の収集運搬または処分業の許可を持っており、かつ元請業者から委託を受けた運搬または処分を委託する場合は除くとしている。すなわち、処理の再委託の形態は違法ということだ。

通常、元請業者と下請業者の契約関係は請負契約であることから考え、請負契約のなかで下請業者が自ら処理せず、排出事業者として委託契約を締結すると定めておけば、この趣旨は達成できるだろう。

この規定について環境省は2010年5月20日付事務連絡では下請業者が委託をすることを奨励する趣旨ではないとし、11年2月4日の同省廃棄物・リサイクル対策部部長通知では、元請業者が破産等により消失した場合などを想定しているとしている。

しかし、条文上、この4項の適用場面を限定的に解釈することは不可能だ。また、前記部長通知では、元請業者から下請業者に対して、処理を行うべき旨の口頭による指示または示唆があった場合には、元請業者に委託基準が適用されるとしている。しかし、口頭指示など証拠のない不明確な状況を想定する合理性はない。下請業者が委託基準を満たしていれば、元請業者に委託基準違反を適用する必要性は通常ないだろう。4項の趣旨は、委託契約という場面では排出事業者を限定しないことを明らかにしているのだ。

下請業者が実質的にほとんどの工事を行っている場合や、法21条3項に基づき下請業者が運搬した廃棄物については、下請業者が委託した方が排出実態に合致している場合もある。

この4項を適切に活用すれば、より適切に廃棄物の排出管理ができる場合には積極的な利用も可能だろう。委託を受ける処理業者としては、排出事業者が元請業者か下請業者を区別することなく、廃棄物の処理を受注することができるというメリットもある。建設業界としては、この4項をいかに適切に運用するかが課題である。

平成23年5月9日
週刊循環経済新聞